３　新国際出願法施行令第二条第七項の規定は、手数料が施行日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
経済産業大臣　萩生田光一

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十六号

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令

内閣は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項及び振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（騒音規制法施行令の一部改正）

第一条　騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「空気圧縮機」の下に「（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）」を加える。

（振動規制法施行令の一部改正）

第二条　振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「圧縮機（」の下に「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、」を加える。

附　則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの表中「百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）」を「百万分の六」に、「十七度」を「十八度」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十八号

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項、第四条第一項第一号ハ、第十三条の三第二項及び第三十四条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二条第二項、第三項及び第五項並びに第三十九条の三の規定に基づき、この政令を制定する。